

新潟県中越沖地震の被害状況及び対応について

平成19年8月1日
原子力安全・保安院

1. 原子力施設の被害状況

東京電力柏崎刈羽原子力発電所

- ・ 2, 3, 4, 7号機：地震（平成19年7月16日 10時13分頃発生）により自動停止。
- ・ 1, 5, 6号機：定期検査中のため停止中。
- ・ 3号機タービン建屋外部の変圧器において火災発生。
（12：10頃鎮火）
- ・ 6号機において微量の放射能を含んだ水の外部への漏えい※1。その後の新潟県調査では人工放射性物質は、周辺においては検出せず（7月18日新潟県発表）。
※1 普通の人々が1年間に自然界から受ける放射線量（2.4ミリシーベルト）の10億分の1。
- ・ 7号機において主排気筒より放射性物質が検出※2。7月20日以降、放射性物質の放出は検出されていない。
※2 普通の人々が1年間に自然界から受ける放射線量（2.4ミリシーベルト）の1千万分の1。
- ・ 7月18日、柏崎市が消防法に基づく同法対象施設（軽油タンク等）の使用停止を命令。
- ・ 7月24日、詳細点検により6号機原子炉建屋天井クレーン駆動軸の損傷を確認。
- ・ 7月30日、東京電力が柏崎刈羽原子力発電所における地震観測データの分析結果（第1報）について公表。
- ・ 7月31日までに地震によるトラブル64件（地震直後の原子炉自動停止の4件を除く）を確認。

2. 原子力安全・保安院の対応

（1）7月16日の対応

- ① 地震発生を受け、原子力安全・保安院災害対策本部を設置。
- ② 大臣を長とする経済産業省平成19年新潟県中越沖地震非常対策本部を設置。
- ③ 柏崎刈羽原子力発電所において、基準地震動を超える地震動が観測

されたことから、東京電力に対し、地震観測データの分析と安全上重要な設備の耐震安全性の確認と報告を指示。

- ④ 経済産業大臣が東電社長を呼び、以下の3点を指示。
 - i) 自衛消防体制に不備があったことの原因究明と対策の報告。
 - ii) 放射性物質の漏えいの報告が遅れたことの原因究明と対策の報告。
 - iii) 柏崎刈羽原発の安全が確認されるまで、運転の再開を見合わせ。
- ⑤ さらに、上記 i)、ii)については、16日中に原子力施設を有する電力会社等に対しても指示。

(2) 原子力安全・保安院による調査

- ① 現地の保安検査官事務所において即時調査を開始。加えて本院からも原子力防災課長を派遣して調査を実施。
- ② 7月17日、原子力安全・保安院から審議官をヘッドとする調査チーム4人を柏崎刈羽原子力発電所に派遣し、現地調査を実施。
- ③ 7月23日、原子力安全・保安院長を現地に派遣。新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長を訪問し、原子力安全・保安院の対応状況についての説明を行うとともに、柏崎刈羽原子力発電所の現地調査を実施。
- ④ 7月25日、原子力安全・保安院審議官を再度現地に派遣し、調査実施。

(3) 国際対応

- ① 7月18日及び27日に、外国特派員協会に対し、地震による柏崎刈羽原子力発電所への影響、原子力安全・保安院の対応等を説明。
- ② 7月20日、国際原子力機関（IAEA）から申し入れのあった柏崎刈羽原子力発電所への調査について、歓迎する旨回答し、7月23日から具体的な調整に入ったところ。
- ③ 7月26日、在外公館に対して、主要国及び不適切な報道があった国等の政府に対して説明を行うよう依頼。

3. 当面の対応と対策

(1) 7月20日、経済産業大臣から電力会社等に対し、新潟県中越沖地震を踏まえた対応として、次の3点を指示。

- ① 自衛消防体制の強化
- ② 迅速かつ厳格な事故報告体制の構築
- ③ 国民の安全を第一とした耐震安全性の確認

- (2) これを受けて、7月26日には、原子力安全・保安院は電力会社等から①自衛消防体制の強化（タンク付き消防車・化学消防車等の配備 等）、②迅速かつ厳格な事故報告体制の構築（夜間・休日における放射能測定要因の常駐化や参集方法の改善、衛星携帯電話や小型無線機等の導入・増強 等）に関する改善計画の報告を受領。
- (3) 「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」を総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会のもとに設置し、柏崎刈羽原子力発電所に及ぼした具体的な影響について事実関係の調査を行うとともに、当該地震を踏まえた国及び原子力事業者の今後の課題と対応についてとりまとめる予定。7月31日に、第1回委員会を開催。